

所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業
公募型プロポーザルに係る質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	ページ	該当箇所	質問	回答
1	募集要領 / 仕様書 P1 / P2	2.事業概要/2.事業内容(1)ク	万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金受給した場合においても、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受有者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が受注者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。	別紙3「補助金関連_補助金の返還」及び仕様書P12.9その他 のとおりと協議事項とします。
2	募集要領 / 仕様書 P1 / P2	2.事業概要/2.事業内容(1)ク	補助金の交付後、補助金に係る内容について契約書に記載することを協議させて頂く事は可能でしょうか？ (万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいという意向です。)	別紙3「補助金関連_補助金の返還」及び仕様書P12.9その他 のとおりと協議事項とします。 なお、契約は、契約書の他、基本協定書、仮契約書、募集要領、仕様書、これらに対する質問回答書及び事業者提案を一体の契約として取り扱うものとします。
3	募集要領 P1	3.参加資格(1)	①共同企業体による入札を予定しております。貴市指定の共同企業体構成員構成表の他に、共同企業体の構成員間の役割分担を記載した協定書の写しをご提出させて頂いてもよろしいでしょうか。 有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務があり、他の構成員の業務について連帯して責任を負えないことを記載させて頂いております。 ②提出不要との回答の場合、各構成員の役割と相互に連帯して責任を負わないことについて、ご了解頂けますでしょうか。	①市と共同企業体との関係においては、共同企業体の構成員は連帯して責任を負うこととなります。共同企業体の構成員間の業務の責任の分担について、記載した書面を提出されたとしても、市と共同事業体との債権債務関係には影響しないものと考えています。 ②いかなる場合においても、市の契約の相手方となる共同企業体の構成員は市に対して連帯して債務を負うこととなります。
4	募集要領 P4	6.企画提案書の内容(1)ウ	非常時に必要な電力1日分とは、負荷を24時間稼働するという事でよろしいか？	提案時点では24時間稼働として提案してください。補助申請時には、特定負荷ごとに稼働時間を検討する必要があります。その結果蓄電池の容量が提案時から変わることも想定しています。
5	募集要領 P5	6.企画提案書の内容(1)ク	現在の対象施設が16施設です。 プレゼン、事業予定者による現地調査を実施した後の仮契約締結時に、導入予定施設が減少した際にも、上限価格は変わらないという認識でよろしいでしょうか。 調査により、防水を含む現地補修が必要になる増額の可能性があります。また、構造的に設置断念という施設が発生する可能性もあります。 上限価格は変わらず、その中で最大限設置容量、施設数を検討する認識でよろしいでしょうか。	上限価格は16施設全てに導入した場合を想定して設定しているため、施設数が減少した場合は、その内容によって上限価格を見直します。
6	募集要項 / 仕様書 P6 / P2	6.企画提案書の内容(2)ク/2.事業内容(4)及び官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No23	動産総合保険、火災保険は盗難不担保可となっておりますが、今後、大手損害保険会社が太陽光発電設備の保険契約を引き受けない、或いは継続出来ない事態となった場合、対応について協議は可能でしょうか？	社会情勢の変化により、やむを得ない場合は協議事項であると考えています。
7	募集要領 P8	10.企画提案の審査・契約の締結・スケジュール(2)ウ	企画提案審査で使用するスライド資料の提出は必要でしょうか？必要な場合、提出期限をご教示願います。	提出は不要です。
8	仕様書 P1	2.事業内容(1)エ	文面から事業者はP P A業務を遂行するように読み取れますが、弊社は電力供給業務は行えません。 事業者は金融業務であるリース事業を貴市に行う理解で宜しいでしょうか？	本事業は設計・施工・維持管理を含む包括リース契約であり、電力供給を含む設備の運転管理及び維持管理を事業者が行うことを前提としています。
9	仕様書 P1	2.事業内容(1)カ	撤去時に、屋根金具（傾斜屋根）や基礎（陸屋根）は撤去せずにそのまま残してよいか？（無理やり撤去しようと思うと防水層に傷をつけたり余計なコストがかかるため）	本規定は施設の廃止等の市側の都合で撤去することを想定したものです。提案時の見積もりに考慮する必要はありません。また、撤去の範囲については市と事業者との協議により合理的な判断をするものと考えています。

10	仕様書	P1	2.事業内容(1)キ	「事業期間中に設備導入された施設の廃止等により、設備を使用しなくなった場合、市と事業者は清算を行う。その詳細については市と事業者の協議によって決定する。」とあるが、清算金額は「税込契約総額（総リース料）から、支払済リース料を控除した残リース料という考え方で良いか。	考え方については概ねそのとおりであると考えています。ただし、リース料に含まれる利息、維持管理費、保険、公租公課、経費等の取り扱いについては仮契約締結時に事業予定者と協議させていただきます。
11	仕様書	P1	2.事業内容(2)ウ	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	補助事業の規定にも影響するため、不可抗力による工事遅延・未完工については協議事項とします。
12	仕様書	P2	2.事業内容(4)	防水の修復費用について、プロポーザル段階では見積を実施するための情報が何もないため見込むことが難しい。プロポーザル段階において、防水の修復費用をリース料金に見込むことは必須か。 また、実際の防水の修復費用が、事前に見込んだ金額を超えた際の取り扱いはどうなるか。	提案時に費用を見積もる必要はありません。その場合はその旨を明記願ってください。ただし、契約時には防水の修復費用もリース料金に含みます。またその場合にあっても、募集時に市が提示した上限額を上回ることはできません。上限額を上回るような状況であれば、その施設への導入を取り止める等の判断を市と事業者で協議することを想定しています。
13	仕様書	P2	2.事業内容(4)コ	余剰売電の場合に接続検討費20万円はどこが負担されますでしょうか。	接続検討費はリース料金に含んでください。
14	仕様書	P2	2.事業内容(3)ア	リース料の支払スケジュールは、毎月当月分翌月末払い（例：2024年4月分は、2025年5月末に支払）という考え方で良いか。	リース料金の支払スケジュールは、事業予定者との協議により決定します。
15	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(1)ア・イ・ウ	構造調査の際、設置する太陽光発電設備が建物全体に及ぼす影響については、現行法に対応できない部位は対象とせず、竣工当時の建築基準法に基づき、既存建物設計荷重の想定範囲内において構造安全性に対して検討を行うことでよろしいでしょうか。	現行の建築基準法に基づき検討してください。
16	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(1)ア	現地調査だけで雨漏りの状況や建物の劣化等の判断は出来ない。建物への設置可否については市で判断出来ないでしょうか？	まずは、雨漏りや建物の劣化状況については、事業者による現地調査（施設管理者へのヒアリングを含む）において調査してください。 設備の設置に係る課題等については、市及び施設管理者等と協議し、最終的な設置可否を市が判断します。また、工事に起因しない雨漏り等の発生については、事業者が責任を負わずことは考えていません。
17	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(1)ア	候補施設の現場調査は、あくまでもプロポーザル公募入札により決定した事業者のみという理解でよいか？	お見込みのとおりです。
18	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(2)ウ	「最大限自家消費した上で余剰電力が発生する場合は、市が売電を行い、その売電収入は市が得られるものとする。」とあるが、電力会社との協議により、系統への逆流が認められない場合は、余剰電力が発生しないよう出力制御を行う運用で差し支えないか。	お見込みのとおりです。仕様書P2.2(4)タに記載のとおり、オンラインで出力制御するための通信回線費用もリース料金に含んでください。 また、逆流が認められなかった場合には、逆流防止装置等の取り付け費用もリース料金に含んでください。
19	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(2)エ	電力協議の内容や、現地調査等の結果を踏まえ蓄電池の容量等が決定されると認識しております。企画提案時は現地調査前の為、最終的にシステム構成が異なるケースが考えられますが、認められますでしょうか。	本事業の募集に当たっては、現地調査の上、最終的な設備容量が決まるものと考えていますので、企画提案時から変更が当然にしてあるものと考えています。設備容量の変更による事業費の変更等は市と事業者の協議によって決定することとなります。ただし、募集時に市が提示した上限額を上回ることはできません。
20	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(3)イ	屋根面積に対する㎡荷重？太陽電池設置面積に対する㎡荷重？のどちらでしょうか。	どちらの基準も満たしてください。

21	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(3)イ	構造計算書がない陸屋根の施設については、屋上にかかる荷重上限を明記頂いておりますが、この上限までは耐えうる構造であることを市で確認されているという理解でよろしいでしょうか？そうでない場合は、この算出根拠を教えてください。	設定した荷重上限まで耐えうる構造であることを確認したわけではありません。 設定した荷重上限は、以前本市の中学校で太陽光発電設備を設置した際に用いた基準で、建築基準法施行令等の積載荷重の上限に更に安全率をみて設定しています。
22	仕様書	P4	4.設備工事前の調査・手続(3)エ	パワコン、変圧器、その他太陽光発電設備全て屋根上設置でしょうか？	事業者の提案を受け、市が判断します。
23	仕様書	P5	5.設備の設置	陸屋根及び傾斜屋根の基礎やアンカーも事業者（EPC）工事でしょうか？	お見込みのとおりです。
24	仕様書	P5	5.設備の設置(1)ウ	パワコンも日本製限定でしょうか？IEC国際規格取得は駄目でしょうか？	本事業の仕様及び補助事業の規定に沿ったものであれば、設備の生産国に関する指定はありません。
25	仕様書	P6	5.設備の設置(3)ケ	電力量計は検定付きでしょうか？	検定付きを導入してください。
26	仕様書	P6	5.設備の設置(3)ケ	「発電量及び自家消費量が計測できる電力量計等を設置すること」とありますが、完全自家消費モデルで太陽光を導入する場合は自家消費量は計測できませんが、発電量は計測することができません。発電量と自家消費量双方の計測は必須でしょうか。	総発電量の計測も必要です。なお、蓄電池の充放電量も計測できるようにし、総発電量、自家消費量、蓄電池の充放電状況等を記録し、また、施設に設置するモニターに表示できるシステムを構成してください。
27	仕様書	P6	5.設備の設置(3)ケ	「発電量及び自家消費量が計測できる電力量計等を設置すること」とありますが、電力量計は設置せず、パワーコンディショナーにて計測するシステム構成を提案することは可能でしょうか。	総発電量及び自家消費量が計測できるシステム構成であれば構いません。 なお、売電する施設については、電力量計等、売電に必要な機器を設置してください。
28	仕様書	P7	5.設備の設置(3)ツ	撤去対象を明確にしていきたい。 ポール及びパネルのみなのか、接続されているケーブルの配線元までの撤去を含むのか、表示パネルの撤去も含むのか、撤去後の補修が必要な場合それも含むのか	支柱及びパネルは、新たに設置する太陽光発電設備の発電に影響を与えない高さで溶断もしくはボルトの撤去等により撤去してください。配管を除くケーブル等その他の設備については、市と協議した上で、施設の今後の維持管理に支障のないように撤去してください。 なお、撤去にあたり、雨漏りや建築物に影響が無いよう施工方法や撤去後の処理について十分考慮してください。
29	仕様書	P7	5.設備の設置(3)ツ	既存の回転式太陽光発電設備の撤去について、元施工会社についてご教示願います。	提供図面に記載のあるとおり「橋電株式会社（西所沢）」となります
30	仕様書	P9	6.工事の実施(22)	石綿の事前調査結果にて対策が必要と判定された場合の対策費用は、別途見積で良いか	事業者の負担となります。
31	仕様書	P10	7.電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(3)	既存の電気主任技術者とは別に新たな電気主任技術者を選任することは困難（産業保安監督部等に確認済み）。既存の電気主任技術者で対応不可の場合、太陽光発電設備含めて対応可能な電気主任技術者を選任いただく必要があるが問題無いか。	既存の電気主任技術者が対応できるかどうかについて市が調整を行っています。
32	仕様書	P10	7.電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(4)	企画提案内容が達成できないことによる損失は原則事業者負担とあるが、企画提案内容に年間発電容量検討資料が含まれる。発電電力量保証ではないと理解してよいか。	本事業の募集に当たっては、現地調査の上、最終的な設備容量が決まるものと考えていますので、企画提案時から変更が当然にしてあるものと考えています。 本規定の「企画提案内容」は「契約締結にまでに現地調査等により変更された内容を含む」ものとして解釈するものとします。
33	仕様書	P11	7.電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(8)	施設の改修に伴う対象設備の移設に伴う費用は市が負担するとあるが、施設改修期間中の設備の保管費、撤去・再設置費等、撤去～再設置まで全ての費用を市で負担頂けるという理解でよいか？	お見込みのとおりですが、撤去により屋根材や防水層等を破損した場合は、事業者の費用負担で修復を行っていただきます。
34	仕様書	P11	7.電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(12)	売電先へ申請に必要な設備の手配等を協議するため事業者決定前に連絡をとることは可能か	可能です。

35	仕様書	P11	7.電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(16)	24時間体制を整えることとありますが、施設管理者(市)側も24時間体制なのでしょうか?緊急時の対応方法や運用については、別途協議が必要かと思えます。	「24時間体制を整える」との記載はありません。官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No84をご確認ください。 なお、市は非常時に対応するため24時間連絡・対応が可能な体制をとります。
36	仕様書	P12	8.責任分担の基本事項(3)	予測不能な特別の事情により急激な物価変動やインフレ・デフレ等が発生した場合、維持管理費や撤去費については、見直しを請求することが出来る書かれていますが、別紙2のリスク責任分担表において、物価変動・維持管理費の上昇は、事業者だけのリスクに分類されています。どちらが正しいでしょうか?	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No88をご確認ください。
37	別紙1	-	その他特記事項	雨漏りありという記載が複数施設見受けられますが現地調査実施の上現状設置不可となった場合補修工事等は検討されますでしょうか。	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No74のとおりとします。
38	別紙1	-	その他特記事項	既存の電気主任技術者では対応不可の為新たに電気主任技術者を選任する必要があるという記載がない施設は新たに選任する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	別紙1	-	所沢市民文化センター その他特記事項	所沢市民文化センター・中ホールにおいて、改修時に屋上のコンクリートを一部削った箇所の資料をご提示いただけますでしょうか。	選定された事業予定者に提供します。
40	別紙1	-	所沢サン・アビリティーズ その他特記事項	所沢サン・アビリティーズ・アリーナにおいて、アリーナの屋根を踏み抜いた事象に関する資料をご提示いただけますでしょうか。	選定された事業予定者に提供します。
41	別紙1	-	保健センター/松井まちづくりセンター その他特記事項	保健センターにおいて、「建築基準法第55条第3項第1号の規定による高さの許可を受けている」及び、松井まちづくりセンターにおいて「建築基準法第55条第2項第3号の規定による高さの許可を受けている」とは、「建築基準法第55条第4項第2号の規定」に該当するものでしょうか。また、本条文に対する手続きも含まれますでしょうか。	現行の建築基準法第55条第4項第1号の規程に該当します。高さが変わり、許可や認定の内容に影響があれば、必要な手続きも事業者の責任において実施してください。
42	別紙3	-	共通 不可抗力	負担者に「市」と「事業者」両方に○が記載されている。それぞれの負担について、事業の段階によるもの、不可抗力の種類によるもの、比率的なものなど、より具体的にブレイクダウンしたときの項目等をお示しいただくことは可能でしょうか。	それぞれの負担について現時点で明確に示すことは困難と考え、協議事項とします。
43	別紙3	-	住民対応 苦情対応等	各候補施設エリアでの住民説明会をご計画されておられますでしょうか。	住民説明会開催の予定はありません。
44	官民対話	P3	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No39	官民対話による市の回答39にございます通り、本件賃貸借料に固定資産税を含めるとすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、固定資産税の取り扱いについては、回答No45も参考にしてください。
45	官民対話	P3	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No39	「固定資産税については、市として非課税や減免の取り扱いをする予定はありません。固定資産税に限らず、公租公課に関する整理は事業者の責任において検討してください。」とありますが、税の公平負担の観点から、固定資産税納付の可否については、貴市から全事業者に対して一律の指針を提示頂きたい。 一般的に、国や地方自治体が所有する資産において、自らに対して固定資産税を課さないのと同様に、無償譲渡条件が付されているリース契約の場合、「リース資産が将来的に自治体の所有物となることが明白である」という考えのもと、リース会社は、リース資産に係る固定資産税を納付しない為、本件についても同様の運用を希望する。 但し、固定資産税納付の可否は、リース会社が独断で決定するものではなく、個別の契約ごとに国や地方自治体の判断を仰いだ上で決定している為、本件においても貴市より正式な方針を決定頂きたい。	一般的なリース契約における固定資産税の納税義務者の考え方について、質問にあるような解釈で取り扱われていることは承知します。しかしながら、本事業は設計・施工・維持管理業務を含めた包括リース契約であり、一般的なリース契約とは異なるものと考えています。 また、本事業に必要な物品の調達方法等は、提案する事業者によって異なることを想定しており、固定資産税の取り扱いについて現時点において一律に確約できるものではないと考えています。 先般の官民対話による回答では、あらかじめその負担を必要な経費として見積もるという趣旨で回答したもので、結果的に課税の対象とならなかった場合は、契約金額の減額の交渉の対象となるものと考えています。 固定資産税は市が課税するという事情を考慮し、その取り扱いについては、選定された事業者と改めて契約実態を整理したうえで、課税担当課との調整を想定しています。

46	官 民 対 話	P9	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No61	「本契約後の検討にかかった費用はリース料金に含んでください」との記載がありますが、一級建築士による検討は補助金申請前に実施することになると考え、本契約の前にかかる費用になってしまいます。その費用の取り扱いについてはどうなるのでしょうか。（補助金採択後の一級建築士による検討は、補助事業のスケジュール上現実的ではなく、大幅な補助事業の変更となってしまう可能性もございます）	補助金交付決定前の契約行為や設計の着手は不可となるため、補助申請までに係る費用については、市は負担できません。一級建築士による検討は交付決定後に行っていただくことを想定しています。 なお、補助事業の規定のとおり、事業期間は原則単年度内となりますが、単年度での実施が困難な場合は、補助事業の執行団体に事業期間の延長を申請することを想定しています。
47	官 民 対 話	P9	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No61	補助金に採択されず、本事業を実施しない方向となった場合に、補助金申請前に行った一級建築士による検討にかかる費用の負担はどのようになるのでしょうか。	回答No46のとおりとします。